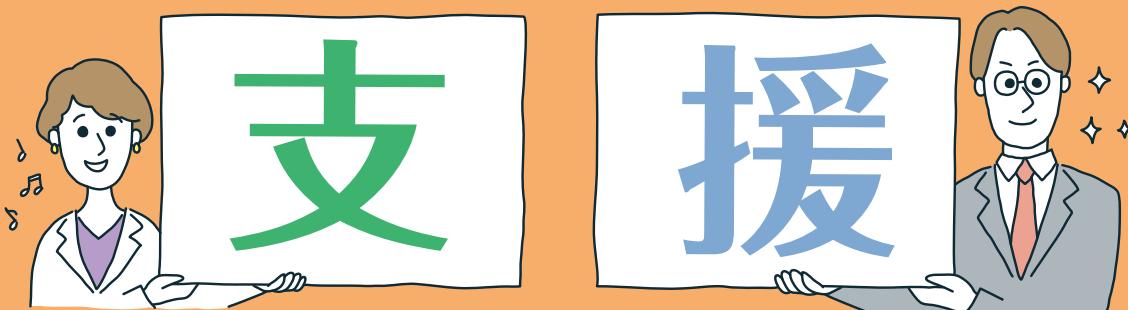
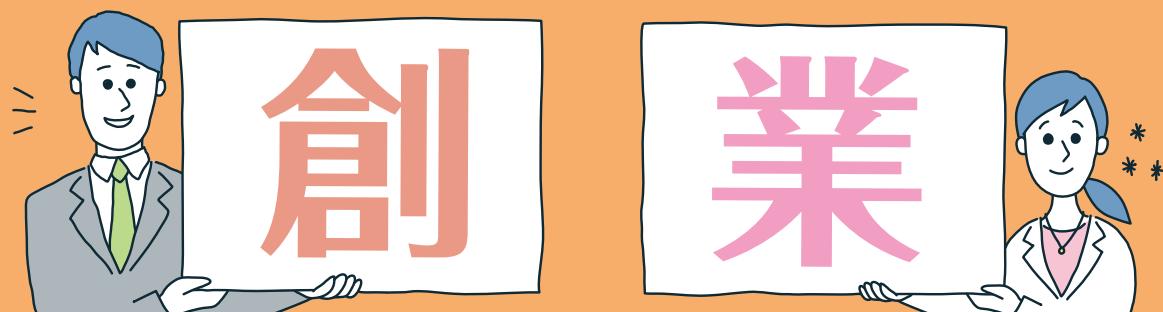
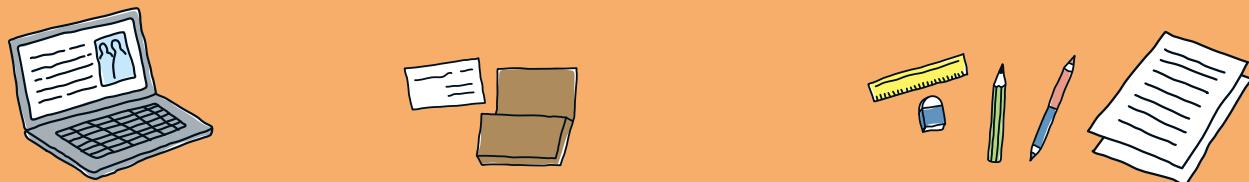


アナタの夢をアシスト!

創業支援のご案内

2023 年度版



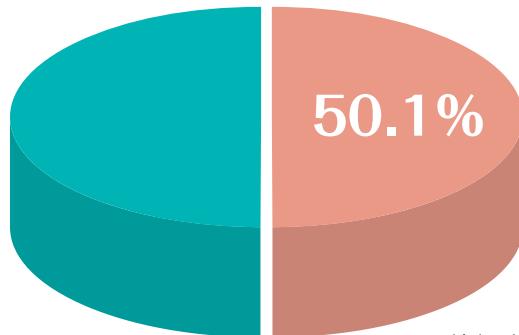
きっかけは、その保証でありたい
滋賀県信用保証協会



県内中小企業者の

50.1%(17,345社)

の方にご利用いただいています。



(令和5年3月末現在)

令和4年度の創業に関する保証実績

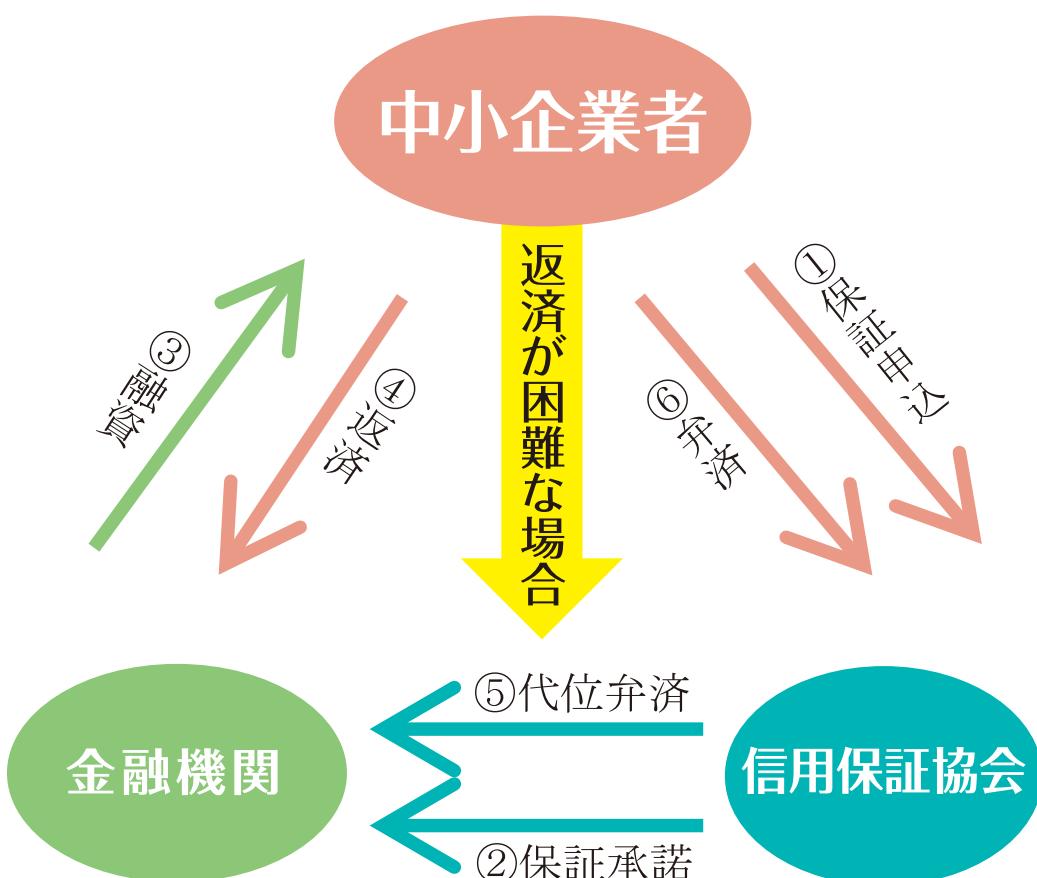
368件 / 18億1,700万円

(注) 中小企業者数：平成30年11月30日 中小企業庁公表資料
(都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、従業者数【民営、非一次産業、2016年】
及び市区町村別企業数【民営、非一次産業、2016年】)

「信用保証協会」は、中小企業・小規模事業者のみなさまが、金融機関から事業に必要なお金を借りるとき、その保証人となって、お金が借りやすくなるようサポートする公的機関※です。
全国に51の信用保証協会があり、各地域に密着し、業務を行っています。

※ 信用保証協会は信用保証協会法に基づいて設立された公的機関です。

信用保証制度のしくみ



①保証申込

信用保証協会、あるいは金融機関などの窓口へご相談ください。

②保証承諾

信用保証協会は、企業の事業内容や経営計画などを検討し、保証の諾否を決めます。

③融資

保証承諾後、信用保証書の交付を受けた金融機関がご融資いたします。

④返済

返済条件のとおり、借入金を金融機関へご返済いただきます。

⑤代位弁済

万一、何らかの事情でご返済できなくなった場合は、信用保証協会が金融機関へ借入金の弁済をいたします。

⑥弁済

信用保証協会へご返済いただきます。

創業前、創業後間もない方に・・・



創業サポートメニュー

创业者向けセミナーの開催

当協会では、創業をお考えの方、創業して間もない方に向けたセミナーを開催しています。



创业者計画策定支援事業

当協会では、専門家（中小企業診断士）を派遣し、皆さまの創業計画づくりをサポートいたします。派遣費用は無料です。

対象となる方

当協会利用予定の創業予定者で、当協会職員が面談を実施した中で、創業への熱意があり創業策定支援を強く希望される方
※派遣の可否は当協会が金融機関との協議を踏まえ決定します。

派遣回数

最大3回（信用保証協会や金融機関の職員も立ち会うことがあります。）

※専門家を派遣する場所の確保が難しい場合は、信用保証協会を会場にすることも可能です。

创业者相談窓口・出張相談窓口・出張创业者相談窓口

当協会では、創業をお考えの方、創業して間もない方を応援させていただくため、「创业者相談窓口」を開設しています。

创业者相談窓口	女性创业者ための相談窓口
创业者支援室 創業担当者が対応いたします。	女性職員が対応いたします。
受付時間：9:00～12:00 / 13:00～17:00(土、日、祝日を除く)	
お問い合わせ先：保証部 創业支援室 TEL:077-511-1320	

☆県内2か所で出張相談窓口も設置しています。

場所	相談日	受付時間
彦根商工会議所	毎月第2水曜日(祝日の場合は翌営業日)	
長浜商工会議所	毎月8日(土・日・祝日の場合は翌営業日)	10:00～12:00
	毎月18日(土・日・祝日の場合は翌営業日) 创业者専用相談窓口【要予約制】	13:00～15:00

保証協会をご利用いただいている方に・・・



外部専門家派遣（創業支援強化事業）

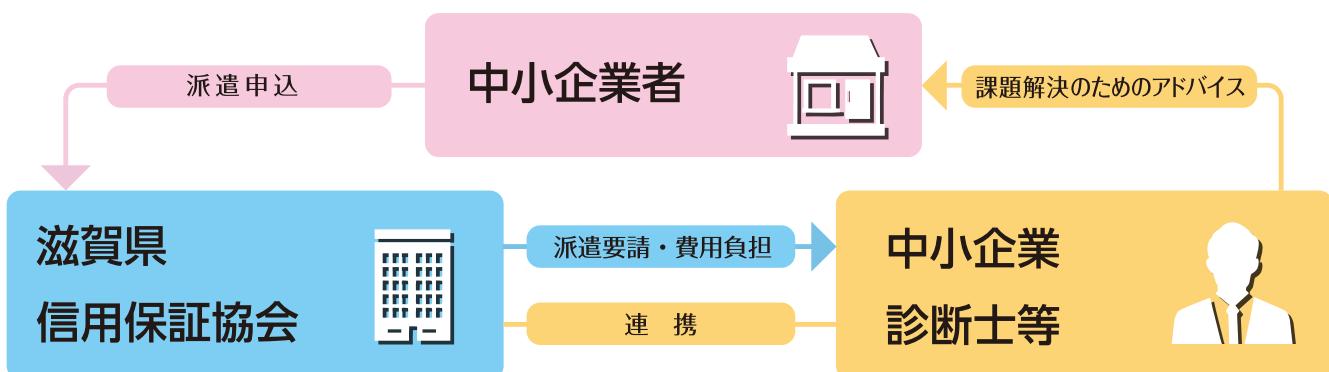
経営上の問題（経営・財務・人材育成等）を抱える創業期の中小企業者に対し、中小企業診断士等の専門家を派遣して、成長発展や経営改善に向けた道筋をつけることを目的とした事業です。

派遣回数最大5回（最終報告会含む）

派遣費用は無料です。

創業支援コース

フォローアップコース



税理士派遣事業

当協会を利用する創業者のお客様の抱える経営上の問題（経営・財務・人材育成・販路開拓）について近畿税理士会所属の税理士による診断・助言等を行うことにより、創業者の発展・成長をサポートします。

当協会発刊の広報誌で 「アナタのお店を紹介します！」

当協会を通じて、創業資金をご利用されたお客様に対し、お店のひとつことPRを当協会の広報誌『信用保証レポート』に掲載させていただいているます。掲載料は無料です。



フォローアップ面談

創業関連保証利用先に対してフォローアップ訪問を実施し、創業計画の進捗状況の確認や資金繰りのご相談をさせていただいているます。

創業のための保証制度のご案内

経営者保証不要 !!

スタートアップ創出促進保証

これから創業される方、創業後5年未満の法人の方を対象に、金融機関から融資を受ける際の経営者保証を不要とする「スタートアップ創出促進保証」を創設しました。創業するために必要な資金や、過去の事業での経験を活かして再チャレンジするために必要な資金の確保を容易にし、創業者の事業の活性化を支援します。

対象者	<u>創業を予定されている方</u>		
	<ul style="list-style-type: none">◆ 事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内（※1）に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある◆ 分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人		
<u>創業後5年未満の法人</u>			
	<ul style="list-style-type: none">◆ 事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満である◆ 分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である◆ 事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である		
保証限度額	3,500万円	責任共有制度	対象外（100%保証）
対象資金	運転資金、設備資金	申込書方法	金融機関経由
返済方法	原則均等分割返済	保証期間	10年以内（据置1年または3年（※2））
担保	不要	保証人	不要
融資利率	金融機関所定利率	保証料率	1.2%（※3）
添付書類	創業計画（スタートアップ創出促進保証制度用）		

※1 市区町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は、6ヶ月以内となります。

※2 プロパーとの協調融資または、プロパー協調融資がある場合は、据置3年以内とすることが可能です。

※3 創業関連保証の保証料率に0.2%上乗せ。

借入前にご確認ください

創業を予定されている方、または税務申告1期終了の方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要となります

ガバナンス体制の確認

本保証制度を利用した方は、原則として法人設立から3年目と5年目に、ガバナンス体制の整備に関するチェック（※）を受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」（写）を金融機関に提出してください。

※ 持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現させるためにはガバナンス体制の整備・強化が必要であり、中小企業活性化協議会が「経営の透明性」「法人個人の分離」「財務基盤の強化」等についてチェックを行います。

新たに創業をお考えの方、創業して5年未満の方、また県制度の要件に該当する方に

県中小企業振興資金 開業資金(かいぎょう)

	創業枠	創業サポート枠	女性創業枠
保証限度額	2,500万円*		1,000万円*
融資利率	1.00%		
保証利率	1.00% (一般保証の場合、0.37%~1.82%) 経営者保証免除対応を適用する場合 (スタートアップ創出促進保証を利用する場合) は、0.2%を上乗せする。	0.50% (一般保証の場合、0.00%~1.32%)	0.70%
保証期間	運転7年・設備7年 (据置期間 1年以内)		
担保	不要 (一般保証の場合、必要に応じて)		不要
保証人	原則、法人代表者以外は不要 (経営者保証免除対応を適用する場合 (スタートアップ創出促進保証を利用する場合) は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。)		
受付期間	商工会議所・商工会・滋賀県産業支援プラザ		

◆創業サポート枠対象者◆

(ア) 認定特定創業支援等事業の支援を受けた方で市町の証明を受けた方 (保証限度額が3,000万円まで利用可能)

(イ) 県内インキュベーション施設に現に入居している方

(ウ) 別に定める県の創業支援施策の対象者であることの証明を受けた方

(エ) 認定特定創業支援等事業に準ずる支援 (商工会議所、商工会、産業支援プラザの経営支援) を受けた方

* (エ) の融資対象者: 認定特定創業支援等事業に準ずる支援とは

①経営、②財務、③人材育成、④販路開拓の知識が身につく継続的な支援 (商工会議所等が自ら実施する創業塾や窓口相談等。①~④の全項目についての支援が必要。)

商工会議所等で修了の確認が取れれば外部セミナーも対象となる。

* 創業枠、創業サポート枠、女性創業枠の融資残高を含めて2,500万円以内となります。

国制度保証

	創業関連保証
保証限度額	3,500万円**
融資利率	金融機関所定
保証料率	1.00%
保証期間	10年 (据置期間 1年以内)
担保	不要
保証人	原則、法人代表者以外は不要
受付機関	約定締結金融機関
備考	創業計画書等が必要ですので、詳細はお問い合わせください

* 創業関連保証および再挑戦支援保証を合算して3,500万円。

* 創業枠、創業サポート枠、女性創業枠の融資残高を含めて2,500万円以内となります。詳しくは県制度要綱をご覧ください。

* 創業者が法人成した会社であって、その創業者個人が事業を開始した日から5年を経過していないものは創業関連保証の対象となります。

長浜市内で新たに創業をお考えの方、創業して3年未満の方に

長浜市創業支援資金融資制度

長浜市創業支援資金保証

保証限度額	2,000万円
融資利率	標準料率 年1.00% 優遇料率 年0.80% (優遇料率適用は既存残高も含め借入金額1,000万円まで)
保証料率	標準保証料率 年0.50% 優遇保証料率 年0.00% (優遇保証料率適用は既存残高も含め借入金額1,000万円まで)
保証期間	運転7年・設備7年(据置期間1年以内)
担保	不要
保証人	原則、法人代表者以外は不要
取扱金融機関	滋賀銀行・長浜信用金庫・大垣共立銀行・関西みらい銀行・京都銀行

※ 詳細は長浜市までお問い合わせください。

信用保証協会付融資にかかる滋賀県内各市町における中小企業向け融資施策

保証料補給

守山市	開業資金	栗東市	開業資金
補給率	支払った保証料の1/2	補給率	支払った保証料の3/10
補給方法	審査終了後、指定口座へ振込	補給方法	審査終了後、指定口座へ振込
補給限度額	30万円 (但し、認定特定創業支援等事業証明者の場合は60万円)	利用回数	複数回可能 (但し、1事業者の上限は50万円)
開始時期等	平成29年4月1日から 令和8年3月31日まで	開始時期等	平成28年4月1日から

※ 詳細は各市までお問い合わせください。

利子補給

高島市	開業資金 (平成27年9月1日以降に融資実行されたもの)	東近江市	開業資金 (但し、補助の基礎となる融資限度額は3,000万円)
補給率	年1.00% (但し、年度内における1事業所の補助限度額は15万円)	補給率	年1.00%
補給期間	3年間(36ヶ月)	補給期間	融資を受けられた月から 3年間(36ヶ月)
補給方法	毎年1月1日から12月31日までの間に支払われた利子について申請を受付し、交付	補給方法	毎年1月1日から12月31日までの間に支払われた利子について申請を受付し、交付
開始時期等	平成28年4月1日から 令和6年3月31日まで	開始時期等	平成25年7月1日から

※ 詳細は各市までお問い合わせください。



〒520-0806 大津市打出浜 2-1 「コラボしが 21」 7 階・8 階

TEL 077-511-1320 担当部署：保証部 創業支援室

<https://www.cgc-shiga.or.jp>

HPはこちらから



中小企業の皆様に役立つ情報をお届けします

公式LINEで
隨時配信中!!



きっかけは、その保証でありたい

滋賀県信用保証協会

